

令和5年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」に係る グループ募集要領

令和5年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」の実施に当たり、福島県では、委託先として「大学生の力を活用した集落復興支援事業」（以下、「大学生事業」という。）参加経験者等で構成されたグループ（以下、「グループ」という。）を以下のとおり募集します。

1 目的

新しい視点や行動力、専門技術・知識等を持つ大学生が、集落と協働し、地域の活力向上を図る「大学生事業」への参加経験者等が、「サポート事業（過疎・中山間地域活性化枠）」（以下、「サポート事業」という。）の活用を検討または実施している集落に対し、これまでの経験を活かした事業の支援をすることで、より良い事業展開となることに加え、集落との絆をより強くし、集落の更なる活性化を図ることを目的とします。

2 委託内容

- (1) 福島県が指定する集落が行う集落等再生計画策定事業の支援
または、福島県が指定する集落が行う集落等再生事業の支援
- (2) 福島県が主催する活動報告会での事業発表
(令和6年1～2月頃予定)
- (3) 実施した事業に係る報告書の作成

3 募集グループ数

福島県内又は県外のグループ 12グループ程度

4 委託期間

契約の日から令和6(2024)年2月29日まで

5 委託料

- (1) 積算対象：ア 伴走支援事業に係る交通費及び宿泊費
※報告会発表に係る代表者分の旅費（交通費）を含みます。
イ 伴走支援事業に係る報告書作成に係る費用
- (2) 支払時期：委託事業の完了検査後。ただし、必要と認められる場合は委託料の80パーセント以内の金額を前金払いします。

【参考】委託料の目安（応募状況により変動します）

大学から集落までの往復距離に応じて、10万円～22万円程度

6 応募資格

本事業の事業主体は、概ね5名以上で構成されるグループとし、以下の要件すべてを満たすものとします。なお、構成員には、卒業生など大学（大学院、短期大学等を含む。）に在籍していない方を含めても支障ありません。

- (1) 「大学生事業」参加経験者を1名以上含んでいること。
- (2) グループの団体規約があること。
- (3) 構成員名簿があること。
- (4) 事業の趣旨・内容に賛同し、事業を実施すること。

7 応募方法

令和5年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」応募申請書〔グループ用〕（様式第1号）に必要事項を記入の上、郵送、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

※ 様式は、福島県企画調整部地域振興課のホームページからダウンロードできます。

令和5年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」グループ・受入集落の募集について

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025b/tiikishinkou-college2.html>

8 応募期間

令和5（2023）年4月21日（金）～令和5（2023）年6月9日（金）

※郵送の場合、当日消印有効とします。

9 受入集落の決定方法等

- (1) 受入集落については、「大学生事業」でマッチングした集落となりますので、受入集落からも応募があることが必要です。
- (2) 結果は文書で通知します。

10 提出先・お問い合わせ先

福島県企画調整部地域振興課 菊地

郵便番号：960-8670

住所：福島市杉妻町2-16（郵送の場合、住所の記載は不要です）

電話：024-521-7114

FAX：024-521-7912

メールアドレス：tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

11 その他

- (1) 実証活動の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、以下に留意してください。

- ① マスク着用は個人の判断が基本となりましたが、マスク着用が効果的な場面などでは引き続き着用することが推奨されます。
 - ② 一時的に場面に応じたマスク着用等の感染対策を求める場合があります。
- (2) 当該委託事業への応募又は受託に当たり、以下の経費は負担していただくこととなります。
- ① 委託額を超えて要する交通費、宿泊費、報告書作成費用等
 - ② 傷害保険料
- ※福島県では委託の実施に当たって発生した事故等に対しては一切責任を負いかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ③ その他応募に要する経費等